

本県の財政状況について

1 本県の財政構造

本県の財政状況は、歳入面では、産業構造に偏りが見られ、県民所得が低いことなどから、県税など県自らの手で確保できる収入（自主財源）が少なく、地方交付税や国庫支出金など国から交付される財源に依存する脆弱な財政構造となっています。

歳出については、離島・半島が多く、県域が広大であるという地理的特殊性から、学校や警察、その他の行政機関を効率的に配置できないなど行政コストが割高となる傾向にあり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が高くなっています。また、人口は減少傾向で推移する中で高齢化が進むなど、今後社会保障経費の増大が見込まれています。

このように、歳入では自主財源が少なく脆弱な構造である一方、歳出では義務的経費など行政需要が大きいという非常に厳しい財政状況にありますが、これまで地方交付税や国庫支出金といった国の地方財政制度や県債を有効に活用しながら財政を運営してきました。

平成18年度普通会計決算

区分	本県	全国順位 (大 小)	全国
歳入に占める県税の構成比	17.4%	41	29.2%
県民一人当たり県税(円)	78,038	46	144,390
歳入に占める交付税の構成比	35.1%	2	23.9%
県民一人当たり交付税(円)	157,810	11	67,864
自主財源比率	30.3%	44	45.4%
歳出に占める義務的経費の構成比	50.9%	16	48.7%

2 身の丈にあった、健全な財政運営

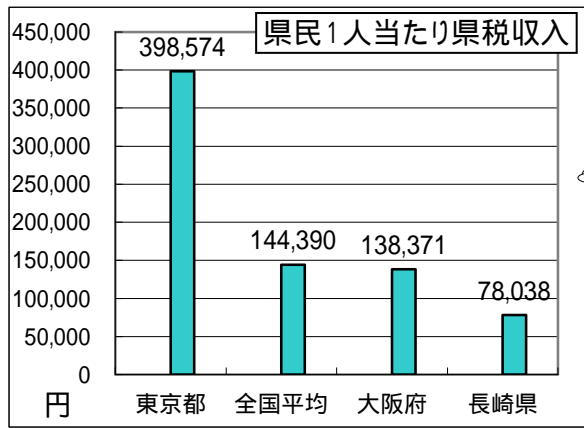
このような状況の中で、借金である県債の活用については、これまで将来負担が過大とならないよう、公共事業の重点化・効率化を図り、その発行を抑制するとともに、県の負担が少しでも小さくなるよう、地方交付税等の財源手当がある有利な県債の活用を努めてきました。

その結果、臨時財政対策債（ ）を除く県債残高は減少傾向で推移するとともに、返済する際の元利償還金の約6割は地方交付税等の財源手当があることから、県の実質負担は約4割にとどまっています。

また、公債費による財政負担の度合いを示す客観的指標である「実質公債費比率」は平成19年度10.9%であり、全国5番目、九州ではトップという良好な数値であり、財政規模に対する県債残高の割合も全国平均以下となっています。

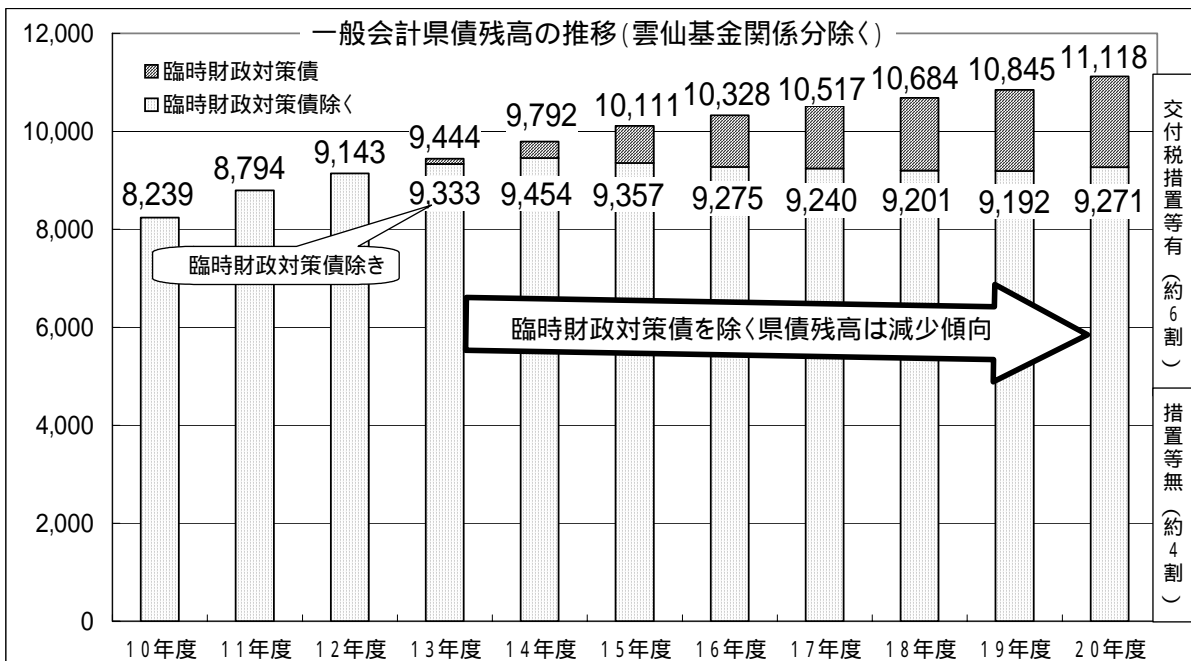
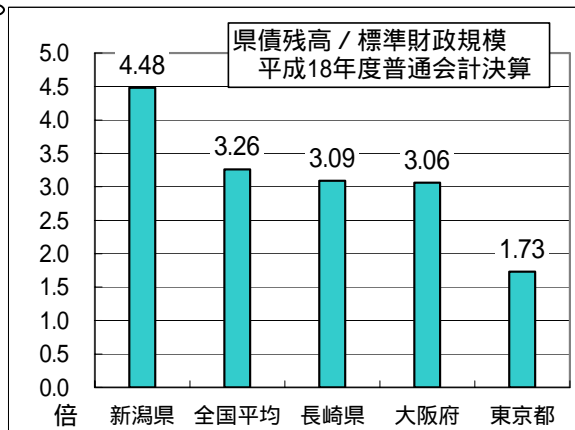
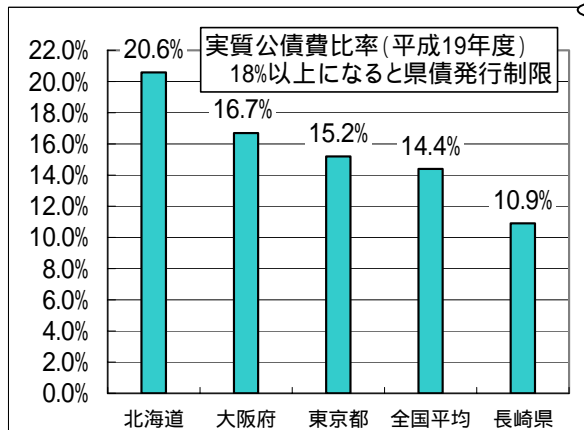
つまり、他県と比べて、自前の収入は少なく脆弱な財政状況にはあるものの、過大な借金は抱えておらず、将来に負担をかけない、身の丈にあった、健全な財政運営を行ってきたとすることができます。

- ()臨時財政対策債 ... 国から地方公共団体に配分する地方交付税について、配分に必要な国の原資不足に対応するため、不足する金額の一部を一端、地方公共団体で借金して賄うための県債。
元利償還金の全額が後年度に地方交付税で措置されます。



他県と比べて
収入が少ない

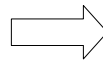
収入に比べて過大な借
金はしていない
(実負担は小さい)



(注)20年度は当初予算、その他の年度は決算(又は決算見込)

単位:億円

事業重点化による県債発行抑制
財源手当のある県債活用



身の丈にあった健全な
財政運営

3 三位一体改革による本県への影響

一方、国の財政が危機的な状況に直面する中、平成15年度から平成18年度にかけて、「三位一体の改革」と呼ばれる「国庫補助金の削減」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税の見直し（総額の抑制）」が進められた結果、地方交付税等は大幅に削減され、特に本県のように、県税など自主財源の割合が低く、地方交付税などの依存財源の割合が高い地方自治体の財政状況は厳しさを増すこととなりました。

三位一体の改革（平成15～18年度）により、地方交付税等は大幅に削減
（H15：23.9兆円 H18：18.8兆円 5.1兆円）

【本県への影響】

国庫補助負担金	342億円	税源移譲	155億円
地方交付税等	306億円		



県税など自主財源の割合が低く、地方交付税などの依存財源の割合が高い本県のような地方自治体の財政を直撃

4 健全な財政運営への取組

このような厳しい財政状況の中、県では、将来にわたり、持続可能な財政の健全性を維持するために、これまでの「収支改善対策」「行財政改革プラン」といった行財政改革に加えて、新たに「収支構造改革」を策定し、約165億円の収支改善対策に取り組んでいます。

あわせて、国に対しては、地方交付税の復元をはじめ、地方税財政の充実・強化を要望してきました。

その結果、地方交付税の特別枠として「地方再生対策費」が創設され、地方が自主的・主体的に取り組む施策に必要な財源が措置されるとともに、法人事業税の一部を国に移し、その分を人口、従業者数に応じて都道府県に譲与する「地方法人特別譲与税」が創設されました。これにより地方交付税の削減の流れに一定の歯止めがかかることとなりました。

このように、県独自の行財政改革への取り組みや国の制度改正により収支改善を図り、財源調整のための基金を一定額確保し、将来にわたって持続可能な財政の健全性を維持できるよう努めています。

【県の行財政改革の取組】

【収支改善対策】(平成17～21年度)

約469億円の収支改善

- ・組織体制の見直しによる職員の削減や管理職手当の削減 等

【行財政改革プラン】(平成18～22年度)

約155億円の歳出削減

- ・給与構造の改革による人件費の見直し等
給与表水準 4.8%引き下げ

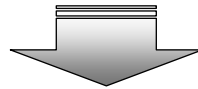
【収支構造改革】(平成20～22年度)

約165億円の収支改善

- ・職員数のさらなる見直しや内部管理経費の削減、事務事業の見直し 等

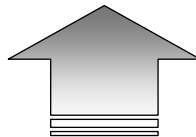
平成17年度～22年度までに約789億円の収支改善

なお、平成20年度の中期財政見通し(平成21～25年度)については、現在精査中である。



財源調整のための基金を一定額確保し、持続可能な財政の健全性を維持

国に対する要望
地方税財政の充実



【国による地方財政対策】

- ・都市と地方の税収偏在の是正に向け、財政力の弱い地域に重点配分する地方交付税の特別枠「地方再生対策費」の創設
- ・法人事業税の一部を国に移し、その分を人口、従業者数に応じて都道府県に譲与する「地方法人特別譲与税」の創設

5 県庁舎建設整備基金の活用

県庁舎建設整備基金は、長年の課題である県庁舎整備に必要な財源を確保することを目的に、平成元年度から積立を開始し、これまでに、約368億円が確保されています。

この基金は、地方自治法第241条の規定によって、「長崎県県庁舎建設整備基金条例」を制定し設置されたものですが、同法の規定により、条例第1条の基金設置の目的である「県庁舎の建設整備に要する経費の財源に充てるため」でなければ処分できないものとされています。

基金の設置にあたっては、昭和63年当時、県議会において県庁舎建設のための基金創設を求める意見が相次いで出され、これを受けて、平成元年第1回県議会において、条例が議決されて以来、厳しい財政状況の中で積み立てを重ねてきているものです。

今後の社会経済情勢の変化や道州制の動向等を考慮する時、実際の庁舎建設に当たっては、行政コストの削減や組織のスリム化を前提とすべきであり、さらなる事業費の圧縮に努めるべきであると考えております。

このような基本的考え方に立って、事業規模・事業費の圧縮に努めるとともに、これまで積み立てられた基金を有効に活用することにより、県庁舎の整備は、今後の財政運営に過度の負担をかけることなく、可能であると考えられます。